

### (3) 事務職員，学校司書の配置

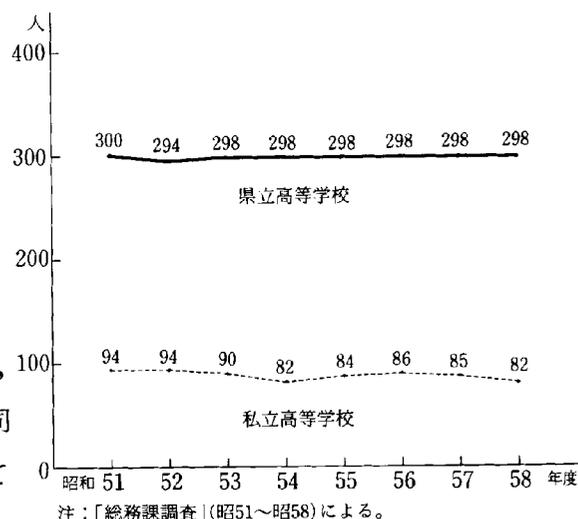
図2-4-26 事務職員数の推移

昭和58年度における条例定数による県立高等学校の事務職員数は、298人となっており、昭和53年度以降変動なく推移している(図2-4-26)。また、県立高等学校における司書については、昭和58年度において、58人の配置状況となっている。

一方、県立高等学校の事務職員、司書の標準法定数に対する条例定数の充足率を見ると、昭和58年度において、事務職員が105.7%、司書が107.4%で、ともに標準法定数を上回っている(「総務課調査」昭58)。なお、事務職員は

昭和51年度以降、司書は昭和55年度以降標準法定数を充足している。

今後とも、標準法の教職員定数等改善計画を踏まえ、事務職員、司書の定数確保に努める必要がある。



## 第6項 施設・設備

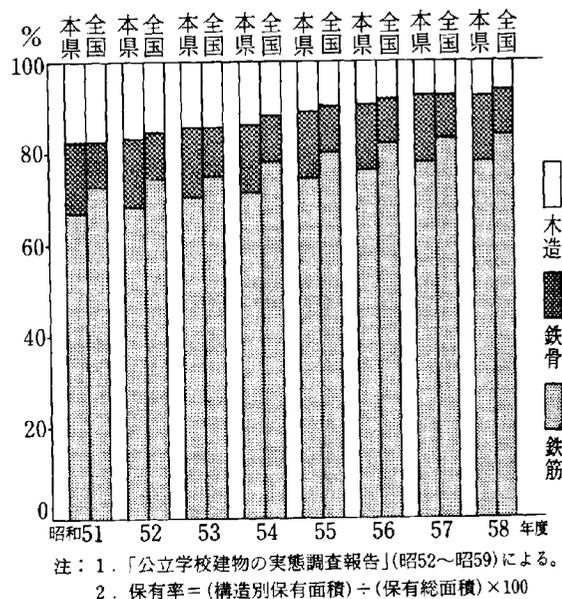
### (1) 施設

昭和51年度から昭和58年度までの県立高等学校校舎の構造別保有率を見ると、木造は漸減し、鉄筋は漸増してきているが、鉄骨はほぼ横ばいで推移している。本県と全国平均とを比較すると、鉄筋は全国平均を下回り、鉄骨はこれを上回っているが、木造は全国平均と同率か又はこれを上回っている(図2-4-27)。

校舎の保有面積に対する危険面積の比率について見ると、危険校舎の解消を計画的に進めた結果、昭和58年度には0.5%となっている(表2-4-16)。

屋内運動場の構造別保有率について見ると、木造が漸減し、鉄筋は漸増している。これを全国平均と比較すると、鉄筋は大きく下回る

図2-4-27 高等学校校舎の構造別保有率



ものの鉄骨は大きく上回り、木造はほぼ同率となっている(図2-4-28)。屋内運動場の保有